

平成28年第10回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成28年10月17日(月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | 1番 永富 典雄 | 2番 野村 久幸 |
| 3番 藤井 英雄 | 4番 野尻 涉 | |
| 6番 安部 好恵 | 7番 馬屋原 眞一 | 8番 安富 法明 |
| 9番 三好 堯 | 10番 俵 薫 | 11番 平嶋 康秀 |
| 12番 三好 睦子 | | 14番 田口 幸雄 |
| 15番 松原 正晴 | 16番 石田 健治郎 | |
| 18番 井上 道雄 | 19番 田中 剛二 | 20番 阿座上 五六 |
| 21番 原田 一馬 | 22番 | 23番 井町 哲 |
| 24番 鮎川 幸彦 | 25番 篠田 巧 | 26番 岸 英法 |
| 27番 三戸 勲 | 28番 山中 佳子 | 29番 中野 修 |
| 30番 藤岡 和文 | 31番 野村 孝 | 32番 吉村 徹 |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司 | 35番 伊藤 太一 |
| | 37番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 5番 吉村 信男 | 13番 大野 龍男 | 17番 中島 紘一 |
| 36番 桑原 正彦 | | |
- 5 事務局
- | | | |
|------------|----------|-----------------|
| 事務局長 末藤 勝巳 | 主幹 中村 正寿 | 係長 篠田 淳也 |
| 美東総合支所分室長 | 長尾 加代子 | 秋芳総合支所分室長 三原 義男 |

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 28 年第 10 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、32 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 5 番 吉村委員、13 番 大野委員、17 番 中島委員。中島委員につきましては欠席の届出がありませんので、おって来られるかも分かりません。36 番 桑原委員、以上 4 名でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を私の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。11 番 平嶋委員、19 番 田中委員。宜しく願いいたします。皆さんにおきましては稲刈りも、ほとんど終わったことと思います。私は今から自分の稲刈りを始めようかなと思っております。もみすりをしてみた感じでは、くず米が非常に少ないというのは技術ではないかなと思っておりますが品質につきましては若干劣っているのではないかなというふうに思われます。ただ田につきましては足元が非常に悪くて皆さん大変苦勞されたのではないかと考えております。今後、春にかけて荒れた田をなおされる際、機械等の故障には注意をしながらやっていただけたらというふうに考えております。それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1、2 を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。耕作管理が困難な譲渡人が申請地の向かいに居住する譲受人に対し贈与するものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しており農業に従事することが認められるため農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。耕作管理が困難な譲渡人が申請地の現在の耕作者に売買の話を持ちかけ譲受人が、この申し出に応じられたものでございます。譲受人については耕作地を効率的に耕作管理しており農業に従事することが認められるため農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>

18番	18番、井上です。田中委員、私と山本会長、事務局、各総合支所の方で現地調査を行いました。1番ですが申請場所は●●さんの家の前にあたります。きちんと耕作管理されておりますので問題ないと思います。2番ですが場所は●●●●●●から下って行きますと●●●●●●がありまして大きなカーブがあります。そこを入れて行った所になります。現地を確認しましたところ作物等を植えられて管理されておりましたので問題ないかと思ひます。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
8番	8番、安富です。1番につきましては説明のあった通りで問題ありません。
26番	2番ですが以前から●●さんが●●さんから土地をお借りされておまして作っておられました。譲受人である、ご本人の農地につきましては全て耕作されておりますので問題ないと思ひます。以上です。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。(異議なしの声) 異議なしの声がありますが、よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思ひます。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1, 2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は●●●●●●から北東に1.1kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は●●●●●●に事務所を置く学校法人です。自身が経営する幼稚園の駐車場が手狭であり日常的に園児の送迎の際、周囲の道路が混雑しており、また毎月実施されている幼稚園行事の際は、周辺の駐車場を借用しているため、この度、申請地を取得し来園駐車場及び職員駐車場を増設するものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てをみたしている

	<p>考えます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から東に3.7kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●●●に居住し農業を営む者です。所有者である父からの贈与により申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.73キロワットの太陽光発電施設1区画を設置するものでございます。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てをみたしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>1番ですが場所は●●●●●の横ぐらいになります。今ご説明がありましたように駐車場用地として使われるとのことで現地を確認しましたところ問題ないかと思えます。2番ですが場所は●●●のバス停の手前左側になります。面積が1,046㎡になっておりますが大きな所が1,036㎡で道路を造る際の残地が10㎡残っていたみたいで図面上には残っていますが現地に行ってみますと、そういう区切りとかいうのは分かりませんでした。それで1,046㎡になっております。今現在、問題ないと思えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
16番	<p>16番、石田です。1番ですが申請地は2箇所あります。2箇所とも駐車場にするにあたって周辺の農地、水路等の問題等ございません。駐車場が出来ることによって解消されるのではないかなというふうに思いますので特に問題はございません。</p>
9番	<p>9番、三好です。2番ですが事務局の報告の通りでございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。少し補足をしておきます。1番ですが4ページの配置図を見てもらいますと1番の駐車場の手前に1台か2台ぐらいとれるぐらいの隙間が空いております。実は、その側に●●●●番●という土地がございます。これは奥の家に行く通路になっております。実際には駐車場にしますが、この道路と同じ高さにして奥に入る車がスムーズに入りやすいようにもされたいということでスペースが空けてあるということでございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。</p>
12番	<p>1番ですが申請の面積と資料の面積が違うように思えますが、いいのですか。</p>

議長	<p>5 ページを見ていただいたら分かりますように既存の駐車場がありまして一体利用になりますので実際の転用面積より広い駐車場スペースとしてとっております。1 台あたり何㎡で2 3 台分を計算するとなります。要するに有効利用面積ですが実際の転用する総面積とは変わってきます。面積を誤って書いたわけではございません。今後は一体利用とかいうふうな形で付け加えることによって、もう少し分かりやすくしていきたいと思います。ありがとうございます。他に何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きます。議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。 1 件目。申請地は●●●●●●から北東に1.5 kmの位置に所在します。こちらにつきましては平成28年5月30日付けで太陽光発電施設の設置について5条許可を得ておりますが着工前の電力会社との協議の結果、発電量を減らすこととなり太陽光パネルの設置枚数が当初から30枚減り、それに伴い設置箇所が変更になるものでございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
20番	<p>問題ないと思います。主に業者さんが携われると思いますので、きちんと変更届を出していただきたいということを申し上げておくのがいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。●●●●●●については以前にも当初計画と違う形での設置がなされておって指導をしてきたわけがございます。その中で今回、変更届を出されたということでございます。色々な面で指導の強化はしております。一人一人の農業委員さんが担当地区で4条、5条が申請された際はチェックをしていただければと思います。月に何度も行って下さいとは言いません。</p>

	<p>んが工事が始まった時、終わった時に確認をしていただき、もし違うようであれば事務局へ連絡をしていただければ指導も早い時点で出来るのではないかと思います。一つ、ご協力宜しくお願いいたします。</p>
20番	<p>工事が始まる時に行ってみれば良かったです。申し訳なかったと思います。</p>
議長	<p>先月か先々に言いましたように私たちには立入調査権という権利がございます。身分証名書の裏に、このことについてきちんと記載されておりますので身分証明書を提示して入って実際に計画通りにやられているのかどうか確認出来るようになっておりますので宜しくお願いいたします。他に何かご意見ございませんか。</p>
34番	<p>着工する日にちは後から分かるのですか。</p>
議長	<p>日にちは許可後になります。4条、5条につきましてはの許可は基本的には毎月28日です。土曜、日曜、祝日の時には前後にずれることがあります但基本的には28日と理解していただけたらと思います。</p>
34番	<p>基本的には28日以降、工事が始まるということですね。いつから工事をしますという届出はあるのですか。</p>
議長	<p>届出はありません。</p>
34番	<p>でも完成してから見に行っても遅いのではないですか。</p>
議長	<p>それは、しょうがないと思います。そこまで農業委員さんに責任を押しつけようとは思っておりません。他になにかございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定いたします。</p>

	<p>続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議第といたします。番号1から7を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>7件朗読。</p> <p>1件目。●●●●●から東に2kmの位置にある農用地区域内農地です。こちらは太陽光発電施設を設置するための除外申請でございます。</p> <p>2件目。●●●●●から南東に2.4kmの位置にある農用地区域内農地です。農業用通路を設置されるための除外申請でございます。</p> <p>3件目。●●●●●から南西に2.3kmの位置にある農用地区域内農地です。農家用住宅を建設されるための除外申請でございます。</p> <p>4件目。●●●●●から南に600mの位置にある農用地区域内農地です。農家用住宅を建設されるための除外申請でございます。</p> <p>5件目。●●●●●から北西に2.6kmの位置にある農用地区域内農地です。畑地の一面に携帯電話基地局を設置されるための除外申請でございます。</p> <p>6件目。●●●●●から南西に900mの位置にある農用地区域内農地です。事務所、資材置場を設置されるための除外申請でございます。</p> <p>7件目。●●●●●から北東に3.6kmの位置にある農用地区域内農地です。植林をされるための除外申請でございます。以上でございます。ご審議のほど宜しくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>1番ですが申請地の隣に太陽光発電が設置されており周辺も荒れております。除外申請もやむを得ないのではないかと思います。</p> <p>2番ですが申請地は●●●●●より●●側になります。基盤整備をされた際に農道としてされていたのではないかと思います。現在、農業用通路として造られております。</p> <p>3番ですが申請地は●●●●●のバス停を入れて行った所になります。問題ないと思います。</p> <p>4番ですが現在の家の法面が崩れかかっているようで、これは補修するにも何千万かかるといことで申請地に新しく家を建てたいということです。</p> <p>5番ですが申請地は三角地で、そんなに大きなアンテナがたつこともないみたいです。図面の斜線が引いてある所は農地として残りますが今、現在、奥様が花を植えられて綺麗にされています。アンテナが建って以降も、そういうふうにして使われるそうです。</p> <p>6番ですが現地を見に行ったら時は申請地には稲が実って、これから刈る状態の農地でした。7番ですが川のすぐ側で河川敷みたいな土地になっております。ここに関しても問題ないと思います。以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(1番一担当地区委員欠席)</p>
23番	<p>23番、井町です。2番ですが当日、急用が出来まして現地調査に立ち会うことが出来ませんでしたので朝行ってみました。現地は、圃場整備がされた時に既に造ってあったという状況で出来ておりますので宜しくお願いします。</p>
19番	<p>3番、4番いずれも井上委員が言われた通りです。</p>
33番	<p>33番、井上です。5番ですが上に高い土手がありますが草刈をする際に邪魔にならないようにと、お互い立ち会いし、合意した中で決めてもらうということで問題ないと思います。以上です。</p>
12番	<p>12番、三好です。6番ですが事務所、資材置場ですが工務店の方の経営上、必要なものですので問題ないと思います。</p> <p>(7番一担当地区委員欠席)</p>
議長	<p>2番ですが先程から説明がありますように道路が出来ております。実は、圃場整備の時の農用地外の土地でございます圃場整備の時に既に通路として確保されていたものと思います。その後、転用等の手続きがされていなかったため第1種農地として除外をして軽微な変更かなにかで地目の変更を行うものだというふうに思っております。それから7番につきましては先程、説明があったように河川敷と言われても、おかしくないような土地でございます。手前は既に転用が行われております。問題はないというふうに私も思っております。以上でございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長へ送付いたします。</p>

事務局	<p>続きまして議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>別紙がございますが全体面積126,844㎡でございます。貸し手が18人、受け手が1人ということでございます。内容につきましては4ページ目からになります。全体で78筆ございます。受け手が全て、●●●●●となります。1番の●●さんですが機構を通しまして●●●●●にいきます。2番から18番までが機構から●●●●●にいきます。市の基本構想にあります全て効率的に利用すること、また常時従事することが認められるため農業経営基盤強化法の第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。●●●●●より次の受け手も決まっておるようでございますので別に審議しなくてもよろしいかと思いますが委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定いたします。只今より報告事項に入りたいと思います。議事順位第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について議第といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>ご自身の住宅に隣接する田773㎡のうち100.05㎡を利用し農地への進入路を設置されるものでございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
18番	<p>場所は●●●●●から●●さんの自宅の方へ入っていきますと●●●●●がある辺りです。既に少し埋めてありましたが別に問題</p>

	ないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
16番	16番、石田です。●●さんの宅地の左側に農地はあります。その間に通路があります。その法面が、少し崩落ぎみで通路の上側からの水もつたってということもあって法面の補強も兼ね農地への進入路を築きたいということです。農地への影響等ないようにするので問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。前月も皆さんに、ご報告した通り土が搬入されておりましたので途中で工事を止めた案件でございます。先月、除外申請が出て今回4条第1項第8号というかたちでの届出があった次第でございます。きちんと対応されたので問題ないと思いますが委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	ご意見等ございませんようですので報告第1号を終わらせていただきます。 議事順位第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 先程ご審議いただいた除外申請と同様の届出でございます。●●●●が携帯電話用無線基地局を設置するものでございます。こちらに関しましては当番委員、地元委員さんから説明がありました通り農地の所有者から残りの農地につきまして今後、農地として管理する旨の確認書のほうが業者からの設置の計画書と共に提出されております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。本来でありましたら当番委員の報告をうけるところでございますが先程、除外申請の5番目で当番委員、並びに地元委員の方向を受けておりますので省略させていただきたいと思います。それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

委員	はい。
議長	<p>携帯電話のアンテナにつきましては特例措置がございまして除外申請と同時に、このような形で届出をすることが出来るようになっております。よって除外申請、届出が終わると同時に工事も着工いたします。そのへんにつきましては許可が出てからというのではなくて許可関係なく届出が終わって現地調査で問題がなければ着工されるということでございます。特に意見もございませんようですので報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>議事順位第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。1番から19番までを一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>19件朗読。</p> <p>説明させていただきます前に申し訳ありませんが訂正箇所がございますので訂正のほど宜しくをお願いいたします。19番ですが借受人が現在、●●●●●となっておりますが●●●●●になります。住所が●●●●●、代表理事が●●●●●氏になります。以上、訂正してお詫びさせていただきます。失礼いたしました。</p> <p>1件目。先程ご審議いただきました3条申許可申請にあたります売買のための解約でございます。</p> <p>2件目から19件目につきましては先程ご審議いただきました農用地利用集積計画にあります中間管理機構を通しました貸し借りの手続きのため解約されたものでございます。いずれも今後の借受人等決まっておるものでございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。合意解約、農地法第18条第6項の処理につきましても既に次の耕作者等、決まっておりますので地元委員からの意見は省略させていただきます。委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。</p>
26番	<p>美祢市地域担い手育成総合支援協議会というのは、どういう組織なのですか。</p>
議長	<p>やまぐち農林振興公社の農地中間管理機構ができる前の農林課の方が市の方でつくっていた組織でございます。</p>
26番	<p>まだ、あるのですか。</p>
議長	<p>あります。会長名は農林課の課長の名前です。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。</p>

委員	はい。
議長	報告第3号を終わらせていただきます。 議事順位第9 報告第4号 農地転用現況証明について議題といたします。番号1から3を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目。昭和42年から住宅敷地として利用し現在は平成10年に建て替えた住宅が現存しております。 2件目。昭和52年から住宅敷地として利用し現在は平成22年に住宅敷地として一体利用されております。 3件目。昭和元年頃、耕作放棄し、その際建てられた蔵が現存しております。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
18番	1番ですが現在、宅地として使われておりますので現況証明で問題ないと思います。2番ですが、ここも家が建っておりますので問題ないと思います。3番ですが現在、蔵が建っており、ここも現況証明として問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
8番	1番ですが家を新築された時に業者さんに任せており、ご本人は終わったと思われておりましたが実際、残っていたということで今回、申請が出されたようです。
12番	12番、三好です。2番ですが井上委員が言われた通りです。問題ないと思います。
14番	14番、田口です。3番ですが問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので以上で報告第4号を終わらせていただきます。 議事順位第10 報告第5号 農振法に基づく農用地の軽微な変更について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。●●●●●から南西に2.3kmの位置にある農用地区域内農地です。農業用倉庫を建設するため604㎡のうち175㎡の農地の用途区分を変更されるため申し出がでたものでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
18番	先程、●●さんの除外申請でありました土地の隣になります。問題はないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたら、お願いいたします。
19番	19番、田中です。問題ないと思います。
議長	委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。
委員	異議なし。
議長	特に発言もないようでございますので以上で報告第5号を終わらせていただきます。 追加で議事順位第11 議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断（非農地通知）について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。

	<p>議案第11号から議案第6号に訂正お願いいたします。様式第3号というかたちで農地性がないと見込まれる農地についての一覧があります。非農地通知につきましては今年の7月から8月にかけて大変お暑い時期でございましたが利用状況調査を行いまして農地性がないという農地をリストアップされたものです。議決年月日が⑥になっておりますが⑤に変更願います。非農地通知の発行年月日は10月末を予定しております。⑦には現地調査をいたしまして農業委員会が認定する地目を記入しております。原野と山林が多いかと思われま。赤で斜線を引いている箇所があります。先週、確認の為に回ってみましたら綺麗にされておりましたので1筆削除いたしました。非農地通知は昨年と同様、地目変更登記についてお願いをする通知文を出しまして非農地変更登記をするように、ご本人さんへするつもりでございます。今回は美祢地域と秋芳の一部をやっております。残りの秋芳と美東地域は来月以降にしたいと思ひます。非農地地目変更登記につきまして、ご異議のある方は11月10日ぐらいまでにお願ひとします。異議がなければ法務局の方へ通知したいと思ひます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。暑い中、農地パトロールご苦労さまでございました。委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。</p>
29番	<p>圃場整備の田が大藪の時は、どうなるのですか。</p>
事務局	<p>農林課の方と協議をいたしました。やはり国費が入っておりますので非農地通知は出せないということで回答を受けました。あくまでも農地として守っていく、圃場整備田でありますので中間管理機構に貸し付けということが出来ますので、そちらの方へ話を持って行くような流れになるかと思ひます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは採決に移りたいと思ひます。議案第6号につきまして賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は決定するものといたします。</p> <p>その他の項へ移りたいと思います。委員の皆さんより何か、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
11番	<p>たまたまインターネットで美祢市の農地を引き受けますよというのを見かけました。引き受けるために何かされているのですか。</p>
議長	<p>次の総会までに、どのように検索したら出てくるのか皆さんに報告できるようにしておきます。それでは農業相談日の当番委員より報告をお願いいたします。</p>
23番	<p>10月11日に平嶋委員、大野委員と私で農業相談を行いました。相談者は●●の●●さんでございます。相談内容ですが田2反を平成2年頃から25年間ぐらい耕作放棄しておる。耕作者も毎年探しましたが、いない。この度の調査で中間管理機構に委託を希望しておりますが高齢のために早急に対策をしたいということで本人は雑種地に変更したい。どのような手続きをしたらいいか。病気になられたそうで体力的にも自信がない。早く処理をしたいということでございました。長時間に渡りまして、お話をしましたが現況証明の書類を差し上げました。本人は、これによって納得をされて帰られました。今度、現況証明で出るとは思いますが今日、中島委員がお休みですので秋吉担当の三戸委員さんにもお話があると思いますが今後の対応よろしくをお願いいたしまして報告といたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ご苦労様でございました。それでは事務局より今後の日程等についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>今後の日程でございます。次回の総会につきましては11月16日の水曜日。午後2時から、この場所で行いたいと思います。農業相談につきましては11月8日の火曜日。美祢地区につきましては藤井委員さん。美東地区につきましては岸委員さん。秋芳地区につきましては俵委員さんをお願いいたします。また現地調査でございますが11月7日の月曜日。石田委員さんと今日お休みであります。中島委員さんをお願いいたします。以上でございます。</p> <p>私の方から4点ほど、ご説明いたします。1点目ですが利用意向調査の情報提供でございます。先程、非農地通知のことでありましたが涼しくなって草刈等されている方がいらっしゃいました。もし実行された方がいらっしゃいましたら事務局の方に情報提供をお願いします。勧告、利用意向調査を送らなければいけないので是非ともお願いいたします。広報の10月号の8ページに農業委員会からのお知らせということで利用状況調査を行いますというのの記事を載せておりますので目を通していただけたらと思います。2点目ですが4月に農業委員会法が改正されまして農業委員の公選制が廃止され選挙がなくなりました。委員さんには任</p>

議長

期がございますが農業委員会のあり方の変更を広報の11月号に載せております。農業委員の選出方法が変わりますという記事で載せておりますので、これも目を通していただきたいと思います。3点目ですが来年の農業委員手帳が出来ました。申し込まれる方は事務局まで申し出していただきたいと思います。値段は617円でございます。よろしくお願いいたします。4点目ですが、この後10分間ぐらい休憩いたしまして農地流動化推進委員会をさしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の総会を閉じたいと思います。

事務局

互礼。

午後3時30分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成28年10月17日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

